

令和4年3月22日

第3回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第3回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年3月22日（火） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○	委員	○○○○○		

4 欠席委員

6番 ○○○○○

5 議事録署名委員

4番 ○○○○○ , 5番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政課	○○○○○		

7 閉会年月日

令和4年3月22日（火） 午前11時35分

令和4年第3回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- | | |
|--------|---|
| 議案第19号 | 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について |
| 議案第20号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について |
| 議案第21号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第22号 | 農地法第4条による許可申請について |
| 議案第23号 | 農地法第5条による許可申請について |
| 議案第24号 | 非農地証明願について |
| 議案第25号 | 農地の用途変更届について |
| 議案第26号 | 農用地等のあっせんについて |
| 議案第27号 | 農用地利用集積計画について（利用権設定） |
| 議案第28号 | 農用地利用集積計画について（所有権移転） |
| 議案第29号 | 事務局職員の人事異動の承認について |

(2) 報告第3号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和4年第3回農業委員会総会

令和4年3月22日（火） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。2月、3月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。本日は、6番〇〇〇〇〇委員から欠席届が出されております。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第3回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。4番〇〇〇〇〇委員、5番〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

それでは、議事に入ります。議案第19号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉1号について、3月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所が、福山町です。申請地まで車で20分程度で、通作距離に関して営農に支障はないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。農業機械は、嫁の親から借用し、出荷先は、農協と言っておられました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第19号農地法第3条賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第20号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉17号について、3月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、親子という事です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号末吉18号について、3月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は、兄弟であります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉19号について、3月3日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利

用要件, 農作業常時従事要件, 下限面積要件, 地域との調和要件については, 特に問題はありません。受人と渡人の関係は, 親子になります。調査結果の総合意見は, 譲受人は, 取得する農地には, イタリアンを作付けされる予定で, 周辺の農地に影響もなく, 農地法第3条第2項各号には該当しないので, 許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉20号について, 3月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件, 農作業常時従事要件, 下限面積要件, 地域との調和要件については, 特に問題はありません。調査結果の総合意見は, 譲受人は, 取得する農地には, 甘藷を作付けされる予定で, 周辺の農地に影響もなく, 農地法第3条第2項各号には該当しないので, 許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○8番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅21号について, 3月13日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件, 農作業常時従事要件, 下限面積要件, 地域との調和要件については, 特に問題はありません。調査結果の総合意見は, 譲受人は, 取得する農地には, 水稻を作付けされる予定で, 周辺の農地に影響もなく, 農地法第3条第2項各号には該当しないので, 許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅22号について, 3月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件, 農作業常時従事要件, 下限面積要件, 地域との調和要件については, 特に問題はありません。調査結果の総合意見は, 譲受人は, 取得する農地には, 露地野菜を作付けされる予定で, 周辺の農地に影響もなく, 農地法第3条第2項各号には該当しないので, 許可相当と考えます。続きまして, 受理番号大隅23号について, 3月12日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件, 農作業常時従事要件, 下限面積要件, 地域との調和要件については, 特に問題はありません。調査結果の総合意見は, 譲受人は, 取得する農地には, 水稻を作付けされる予定で, 周辺の農地に影響もなく, 農地法第3条第2項各号には該当しないので, 許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部24号について, 3月11日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件, 農作業常時従事要件, 下限面積要件, 地域との調和要件については, 特に問題はありません。調査結果の総合意見は, 譲受人は, 取得する農地には, 水稻を作付けされる予定で, 周辺の農地に影響もなく, 農地法第3条第2項各号には該当しないので, 許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部25号について, 3月7日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件, 農作業常時従事要件, 下限面積要件, 地域との調和要件については, 特に問題はありません。調査結果の総合意見は, 譲受人は, 取得する農地には, 水稻を作付けされる予定で, 周辺の農地に影響もなく, 農地法第3条第2項各号には該当しないので, 許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部26号について, 3月17日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用要件, 農作業常時従事要件, 下限面積要件, 地域との調和要件については, 特に問題はありません。調査結果の総合意見は, 譲受人は, 取得する農地には, 甘藷を作付けされる予定で, 周辺の農地に影響もなく, 農地法第3条第2項各号には該当しないので, 許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部27号について, 3月8日に現地調査を行いましたので報告します。全部効率利用

要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○11 番委員（〇〇〇〇〇）

大隅22号についてですが、贈与になってますがどういう関係でしょうかね。

○18 番委員（〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんは、親戚関係で親が兄弟という事です。親は、亡くなられて、名義が〇〇〇〇〇さんになったんですが、〇〇〇〇〇さんは、北九州におられて、こちらに帰って来ないという事で、生前から親が名義を〇〇〇〇〇君に変更してくれと言われていたらしく、今回の申請になったところです。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○18 番委員（〇〇〇〇〇）

財部26号についてお聞きしたいのですが、譲受人の〇〇〇〇〇さんは、農業ではなくて自動車整備工場を経営されている方じゃないかと思うんですが、財部ですけど農業をされる余力があるのかなと。

○7 番委員（〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇さんが買われたのは、畑ですが、隣に鶏舎がありまして、全て買われて、渡人の〇〇〇〇〇さんからこの畑もどうしても買ってくれと言われたようであります。トラクター等の運び方も車で出来ますので、何とか作っていくという事で仕方なく買われたようです。

○18 番委員（〇〇〇〇〇）

因みに〇〇〇〇〇さんは、この5,403㎡は、結構な面積ですけど何を作付けされる予定で購入されたんですかね。

○7 番委員（〇〇〇〇〇）

先程も申し上げましたとおり、甘藷です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。〇〇〇〇〇さん。

○18 番委員（〇〇〇〇〇）

反対とかじゃなくて、〇〇〇〇〇さんは、自動車整備会社をされていて、余力があるのかなと思います。着実に植え付けされるのかなと思います。

○7 番委員（〇〇〇〇〇）

そこも訊ねてみましたが、なんとか自分で頑張ると。出来ない場合は、委託という型にしたいという事です。

○10 番委員（〇〇〇〇〇）

〇〇〇〇〇さんの方は、チキンフーズの仕事もされてるんですね。ですから、拡張して広げていくのじゃないかなと思いますので。そこで、従業員を雇って、鶏舎を運営していくと考えれば、トラクターで耕耘していくのではないかと思います。以上です。

○3 番委員（〇〇〇〇〇）

因みに〇〇〇〇〇さんの経営面積が、12,073㎡ですが、何を耕作されているんですか。解ったら教えて下さい。

○事務局（福原修一係長）

○○○○○さんの自作地が、田が9,195㎡あり、畑が2,878㎡あります。畑は、甘藷を作付けされております。田は、水稻を作付けされております。

○19番委員（○○○○○）

○○○○○委員がおっしゃた件についてですが、畑を買って経営拡張される事は、非常にありがたい事ですけど、言われたように自動車整備工場経営等されていて、先々どのように考えているのか、人員が一人と書いてありますので、本当に出来るのかという事を、○○○○○委員は、確認しなかったと思います。この面積に対して本当に耕作されるのか、一回は調査した方が良いような気がします。農地パトロール等でしっかり確認して貰えばと思います。○○○○○さんに対しての信用にもなると思います。

○事務局（○○○○○局長）

買う以上は、作付けをして頂きたいと思います。日常活動や農地パトロール等で確認をして、耕作していないようであれば指導をしていくという事になるかと思えます。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第20号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第21号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉13号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、橋野東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が牛舎、西が田、南が牛舎、北が倉庫であります。目的実現の確実性は、駐車場を設置する具体的計画があり、実現確実と思えます。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、駐車場を設置する面積286㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思えます。被害防除につきましては、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、駐車場を整備する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

受理番号財部14号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が水路を挟んで田、南が水路と道路を挟んで山林、北が山林であります。目的実現の確実性は、自己資金の通帳の写しが添付されており確実と思えます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積808㎡に、杉苗木140本を植林する予定で、周囲の状況からみても適当と思われれます。排水等については、雨水は既存の側溝へ流入する為、自然流下で適当と思えます。被害防除につきましては、現状のま

ま利用し、緩衝地を設ける事から特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地であり、周囲の農地は不耕作となっており、日照・通風が悪く耕作を続けることが困難であり、今回、許可を得て杉を植林しようとするものです。申請地は、周囲を山林に囲まれ生産性も低いことから、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と瀬崎委員と事務局の福原さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部15号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路と田、西が田、南が水路を挟んで田、北が山林であります。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積1,409㎡に杉苗木280本を植林する計画で周囲の状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は既存の側溝へ流れる為、適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま利用し、緩衝地を設ける為、支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。周囲の農地は不耕作となっており、日照・通風が悪く耕作を続けることが困難であり、今回、許可を得て杉を植林しようとするものです。申請地は、周囲を山林に囲まれ生産性も低いことから、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇13番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号財部16号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、園田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が水路と道路を挟んで山林、西が畑、南が宅地、北が水路と道路を挟んで山林であります。目的実現の確実性は、自己資金で残高証明書が添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、同時に転用申請されている隣接する農地1,940㎡と併せて全体面積4,556㎡に、資材置場2,525㎡を設置する予定で適当と思われます。排水等については、雨水は既存の側溝へ放流する事から適当と思います。被害防除につきましては、周囲に土砂が流失しないように土留工事を行います。誓約書も添付されており支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地ではありますが、隣接地に既存の工場等がある事から、不許可の例外の既存施設の拡張に該当します。なお、既存施設の面積は、23,406.76㎡であり、今回の申請地面積は、既存施設の面積2分の1を超えるものではありません。申請人は、林業・木材加工業を営む法人で、事業拡大のため申請地を取得後、資材置場を設置する事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

〇11番委員 (〇〇〇〇〇)

財部14号15号について、事務局の見解をお聞きしたいと思います。緩衝地が2m3mとなっておりますが、どういう事でしょうかね。

〇事務局 (〇〇〇〇〇係長)

山際の方は、4m引く必要はないと思いますが、調査時の現場において、委員より4m引くように曾於市では決まっていますと本人に指導してあります。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

光行委員よろしでしょうか。

〇11番委員 (〇〇〇〇〇)

はい。

〇議長 (〇〇〇〇〇会長)

他にございせんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 21 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 22 号農地法第 4 条による許可申請大隅 24 を除いてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 15 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、橋野後自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が畑、南が山林、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、牛舎・農業用倉庫・車庫・事務所を整備する面積として全体で 3,904 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下し、汚水・生活雑排水は、オガクズ処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・農業用倉庫・車庫・事務所を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 16 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。こちらは、先程の農業振興地域の整備に関する法律第 13 条で報告しましたので調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、駐車場を整備しており、農地への復元も困難である事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 17 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、有持上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路を挟んで畑、南が山林、北が道路であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、牛舎・農業用倉庫・車庫・堆肥舎を整備する面積として全体で 5,138 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下し、汚水は、オガクズ処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、牛舎・農業用倉庫・車庫・堆肥舎を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 18 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、有持上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、牛舎を整備する面積として全体で 593 m²であり、同種施設の規

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第 22 号農地法第 4 条大隅 24 号による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（「〇〇〇〇〇〇委員復席」）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ここで 10 分間暫時休憩致します。

（休憩：午前 10 時 2 分）

（休憩：午前 10 時 12 分）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

会議を再開します。議案第 23 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 22 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、丸山上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路、南が宅地、北が畑であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付してあり確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、駐車場、通路を整備する面積として全体で 320 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当し、駐車場、通路を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見ですが、一体利用地に建設予定の一般住宅の資金証明が、銀行と協議中の為、保留すべきか皆さんの意見をお聞かせください。調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○14 番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 23 号・24 号・25 号・26 号について、同じ場所ですので一緒に報告させて頂きたいと思えます。3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、湯之尻自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が田及び河川、北が道路です。目的実現の確実性は、融資証明書、経済産業省の認定通知書及び九電系統連系承諾書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を整備する面積として全体で 5,810 m²であり、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水は、水路側溝へ放流し自然流下するもので適当と思います。被害防除については、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当し、太陽光発電施設を整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部 27 号について、3 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路・水路を挟んで田と宅地、西が宅地、南が畑と宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されている

を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部31号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、川内自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、金融機関からの住宅ローン審査等通知書が添付されており確実と思います。なお、隣接する宅地に居宅があり、そのリフォーム工事に併せて倉庫を建築する事からこの通知書も添付されております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積495㎡に倉庫1棟を建築し、通路、作業スペースを設置するもので適当と思います。排水等については、雨水は既存の側溝に放流するもので支障ないと思います。被害防除については、現状のままで利用し、隣接地に土砂等流出しないよう施工するので、支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。譲渡人と譲受人は親子で、隣接する宅地に自宅があり、同居し、子供の成長に伴い自宅や既存の倉庫が手狭な為、自宅のリフォーム工事に併せて今回申請地に新たに倉庫1棟を建築し、通路、作業スペースを設置するもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○13番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部32号を3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、高塚自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が畑、南が山林、北が道路を挟んで山林です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付されており確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積3,759㎡に太陽光発電施設1,316㎡、資材置場1,528㎡、通路・駐車場を設置するもので適当と思います。排水等については、既存の側溝に放流するもので支障ないと思いますが、土の流入がある為、改善指導を行いました。被害防除については、防護柵を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、太陽光発電事業を営む法人で、申請地に太陽光発電施設と資材置場を設置し、事業の経営安定を図るもので、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇）

財部27号について事務局にお伺いします。補足説明資料の116ページに土地取得費が400万円とありますが、宅地まで含んだ値段なのか教えて下さい。

○事務局（〇〇〇〇〇係長）

宅地まで含めて、全てで400万円となっております。以上です。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○11番委員（〇〇〇〇〇）

太陽光ですけど、末吉23号から26号までですけど、補足資料に要望書というのが入ってますけど説明願いますか。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

この要望書はですね。市の方でも色々検討されたみたいですけど。事務局の方で説明をお願いいたします。

○事務局（○○○○○係長）

96 ページの要望書について説明致します。今年の1月31日に、市長宛に諏訪公民館長・光神公民館長・深川公民館長等から転用申請が挙げられている地区に関する建設中止を求める要望書が提出されております。内容につきましては、96 ページのとおりなのですが、下から5行目になりますけれど、市民の文化的かつ教育的要素を育むための公共的な施設整備を推進することが最も適しているものと考えます。ここに、建設計画及び環境への配慮等の考えについて、建設事業者からの市及び周辺住民への説明を求めるとともに、建設中止を含めた再考を強く要望するものです。という内容でございます。これにつきましては、2月4日に総務課・財政課・企画課・農林振興課で市長と副市長とで協議を行っております。内容を農林振興課の方に確認したところ、農林振興課としては、農振除外を要望書が出されたといつて、変更する事は出来ないという事でした。その結果を受けて令和4年2月24日には、許可となっております。農業委員会の方でも要望書の内容をみて事務局の方で少し検討しましたが、また、県の方にも確認しましたが、農地法の基準に触れられるような事は書いていないという事で、特にこれをもって不許可には出来ないという回答を頂いております。私の方から副市長と市長にも転用申請が出され、本日総会にかけられると報告しております。市長の方から意見書に何か意見は出来ないのかと訊かれましたが、農地法の基準に関する事以外は、意見書に記載する事は出来ないと伝えてあります。以上です。

○11 番委員（○○○○○）

地元からこのような要望が出た場合は、農業委員会として要件としてはクリアーしているんでしょうけど、後で農業委員会が許可したと言われるような状態だったら保留するかとも思います。意見があれば、皆さんの意見を集約して頂ければと思います。

○議長（○○○○○会長）

採決をして許可するかしないかしたいと思います。許可をするという方は挙手をお願いします。
（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

大多数ですので許可するという事に決定致しました。

○11 番委員（○○○○○）

要望書が出てますので、ちょっとした回答を出して頂きたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

はい。他にございませんか。

（「はい」の声あり）

○4 番委員（○○○○○）

末吉22号はどうするのですか。

○議長（○○○○○会長）

これも○○○○○委員から出ましたが、資金がはっきりしていないという事でしたよね。それに対して皆さんどうでしょうか。

○4 番委員（○○○○○）

申請の場所だけなら計画どおり出来るという事ですかね。今から住宅を建てるという事ですかね。

○12 番委員（○○○○○）

家を建てる予定で同時に買って貰いたいという要望みたいいです。その宅地は、家があったんですけど、取り壊して今は更地です。通路は、始末書が出ているとおりに舗装道路です。

○4 番委員（○○○○○）

事業計画書の土地取得費は、申請地だけの値段ですか。

○12 番委員（○○○○○）

だと思います。

○4 番委員（○○○○○）

住宅建設は、見込みですね。

○事務局（○○○○○局長）

私の方からよろしいですか。家を建てようが建てまいがこの通路は、あるという事みたいですが。しかも舗装道路にされていると。家を建築するという前にこれは、既に始末書付きで舗装道路にして現況回復出来ないというような事であれば、せっかく転用申請が出されているので許可をしてもいいのじゃないかなと思います。家は、別問題ではないのかなと思います。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○12番委員（○○○○○）

私的には、許可意見です。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。今の説明で。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第23号農地法第5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第24号非農地証明願についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉4号について、3月10日に現地調査しましたので報告致します。申請地は、有持上自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が宅地、北が宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用として改善指導は、受けておりません。周囲の農地の影響は、東西側には、農地がありますが、排水等の流れ込み等はなく、宅地に囲まれており影響はないかと思えます。その他農地法上特に問題はありませぬ。申請地は、建物については、昭和53年頃に建築されたものであり、建築後20年以上経過し、現在も利用されております。調査結果の総合意見としまして、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の集落接続施設に該当します。倉庫として20年以上利用されており、農地に復元することは、著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで行いました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第24号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第25号農地の用途変更届についてを議題と致します。本件については、調査委員にお

いて現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉3号について、3月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、高松自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が田、南が宅地、北が道路です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積1,375㎡のうち180㎡に、倉庫と通路を整備しており、同種施設の規模状況からみて適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下で適当と思われます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当し、転用目的が倉庫と通路です。設置により耕作が不能となる面積が180㎡で、転用許可を要しない200㎡未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○11番委員（○○○○○）

分筆してあるんですかね。

○事務局（○○○○○係長）

分筆してありません。

○11番委員（○○○○○）

分筆なくて許可がでるんですかね。

○事務局（○○○○○局長）

今までも沢山出てますけど、必ずしも分筆を求めるものではありません。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○11番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

議案第25号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第26号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉24については、5番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉25から末吉27については、私と○○○○○推進委員、末吉28から30については、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉31については、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅32については、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅33については、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部34から36については、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部37については、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。

（「はい」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員。

○14番委員（○○○○○）

財部37は、成立しております。

○議長（○○○○○会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○4番委員（○○○○○）

末吉87号は、打切でお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉91号は、打切でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉92号は、打切でお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅93号は、継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部98号は、本人が荒らしてもいいという事でしたので、打切でお願いします。

○7番委員（○○○○○）

財部99号は、打切でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

末吉1号から末吉3号については、打切でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉6号は、継続でお願いします。

○17番委員（○○○○○）

末吉7号は、継続でお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅8号は、継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

末吉10号の5222-1は成立です。他は打切でお願いします。末吉11号については、成立でお願いします。

○2番委員（○○○○○）

末吉12号は、継続でお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉13号は、継続でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉14号は、条件がありましたが、耕作者がいそうですので成立でお願いします。

○11番委員（○○○○○）

末吉15号は、継続でお願いします。

○13番委員（○○○○○）

末吉16号は、継続、末吉17は、成立、末吉18は、継続でお願いします。

○3番委員（○○○○○）

財部19号は、成立でお願いします。

○14番委員（○○○○○）

財部20号は、継続でお願いします。財部21号は、成立でお願いします。財部22号と23号は、継続でお願いします。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第27号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満末吉40、再設定3年未満末吉6、再設定3年以上6年未満末吉90・財部91を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用

集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第27号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規3年以上6年未満末吉40,再設定3年未満末吉6,再設定3年以上6年未満末吉90・財部91を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第27号農用地利用集積計画の利用権設定新規3年以上6年未満末吉40,再設定3年未満末吉6,再設定3年以上6年未満末吉90を議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 27 号農用地利用集積計画の利用権設定新規 3 年以上 6 年未満末吉 40, 再設定 3 年未満末吉 6, 再設定 3 年以上 6 年未満末吉 90 については, 申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので, 本案は, 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので, 申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は, 復席を願います。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は, 議事参与制限の為, 退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 27 号農用地利用集積計画の利用権設定再設定 3 年以上 6 年未満財部 91 を議題と致します。

○議長 (○○○○○会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 27 号農用地利用集積計画の利用権設定再設定 3 年以上 6 年未満財部 91 については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので, 本案は, 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので, 申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は, 復席を願います。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 28 号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 28 号農用地利用集積計画の所有権移転については, 申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので, 本案は, 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので, 申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 29 号事務局職員の人事異動の承認についてを議題と致します。今から配布します。配布後, 事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

説明

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

只今説明がありましたが、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第 29 号事務局職員の人事異動の承認については承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので議案第 29 号事務局職員の人事異動の承認については承認することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に報告第 3 号合意解約等の報告については、総会資料の 55 ページから 64 ページですのでご覧下さい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○18 番委員（〇〇〇〇〇〇）

無断転用者における農地取得について

○17 番委員（〇〇〇〇〇〇）

女性部の取り組みについて（ワークマンさんとのコラボ）ファッションショー

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

県表彰について（〇〇〇〇〇〇）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

事務連絡

○事務局（〇〇〇〇〇〇次長）

事務連絡

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

事務連絡

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

事務連絡

○議長（山〇〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和 4 年第 3 回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和 4 年 3 月 22 日（火） 午前 11 時 35 分開会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委員